

日弁連総第68号
2023年（令和5年）2月27日

警察庁長官 露 木 康 浩 殿

日本弁護士連合会
会長 小 林 元 治

勸 告 書

当連合会は、申立人Xの申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第20号人権救済申立事件）につき、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

- 1 被疑者取調べを行い供述を調書に録取し、被疑者が内容に誤りのないことを申し立てた時に調書に署名及び押印することを求める場合は、指印ではなく印章による押印で足りることを警察官に周知徹底させ、取調べの際に被疑者にその旨説明すべきことを勧告する。
- 2 捜査中被疑者の指掌紋を採取し、指掌紋記録等を作成した場合において、当該被疑事件につき嫌疑不十分を理由とする不起訴処分がなされた際は、当該データを速やかに削除すべきことを勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

日弁連総第68号
2023年（令和5年）2月27日

警視総監 小島裕史 殿

日本弁護士連合会
会長 小林元治

勸告書

当連合会は、申立人Xの申立てに係る人権救済申立事件（2019年度第20号人権救済申立事件）につき、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

- 1 被疑者取調べを行い供述を調書に録取し、被疑者が内容に誤りのないことを申し立てた時に調書に署名及び押印することを求める場合は、指印ではなく印章による押印で足りることを警察官に周知徹底させ、取調べの際に被疑者にその旨説明すべきことを勸告する。
- 2 捜査中被疑者の指掌紋を採取し、指掌紋記録等を作成した場合において、当該被疑事件につき嫌疑不十分を理由とする不起訴処分がなされた際は、当該データを速やかに削除すべきことを勸告する。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

指紋等のデータベースからの削除を求める
人権救済申立事件

調査報告書

2023年（令和5年）2月16日

日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件名 指紋等のデータベースからの削除を求める人権救済申立事件（2019年度第20号）

受付日 2019年（平成31年）3月28日

申立人 X

相手方 警察庁、警視庁

第1 結論

警察庁及び警視庁に対し、別紙勧告書のとおり、勧告するのが相当である。

第2 申立ての趣旨

- 1 申立人が2018年11月19日に石神井警察署において取調べを受けた際、同署警察官が作成した供述調書において、印章を持参した申立人は署名及び押印をすれば足り、指印をする必要はなかったにもかかわらず、同警察官が申立人に署名及び指印をさせたこと
- 2 同日、同警察官が警視庁のデータベースに申立人の指掌紋の記録を登録したが、後日申立人が上記取調べに係る被疑事件につき不起訴処分を受けた後も、警察庁及び警視庁が申立人の指掌紋の記録を削除していないことは、いずれも人権侵害である。

第3 調査の経過

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 2019年 | 3月28日 | 申立て受付 |
| | 7月23日 | 予備審査開始 |
| 2020年 | 3月24日 | 本調査開始 |
| | 7月17日 | 警視庁、東京地方検察庁及び石神井警察署宛てに照会発信 |
| | 8月4日 | 東京地方検察庁から上記照会に対する回答受信 |
| | 8月25日 | 警視庁から上記照会に対する回答受信 |
| | 8月27日 | 石神井警察署から上記照会に対する回答受信 |
| | 11月26日 | 石神井警察署宛てに再度照会発信 |
| | 12月9日 | 石神井警察署から上記照会に対する回答受信 |
| 2021年 | 4月22日 | 警察庁及び法務省宛てに照会発信 |
| | 5月25日 | 警察庁から上記照会に対する回答受信 |
| | 5月27日 | 法務省から上記照会に対する回答受信 |

2022年 9月27日 警察庁及び警視庁宛てに再度照会発信

10月26日 警察庁及び警視庁から上記回答受信

第4 申立ての概要及び照会回答の概要

1 申立人の主張する事実の概要

申立人は、2018年11月19日、警視庁石神井警察署において、有印私文書偽造・同行使の被疑事実（申立人がネットオークションに出品したDVDを落札者に送付する際、ゆうパックの送り状の送り先の欄に落札者の住所・氏名を記載し、送り主の欄に「同上」と記載したところ、落札者がかかる記載は有印私文書偽造・同行使に当たるとして被害届を提出したもの）について、任意の取調べを受けた。

申立人は印章を持参しており、当初、供述調書に印章で押印したものの、石神井警察署の警察官は指印による必要があったと説明して指印を求め、改めて申立人に供述調書に指印をさせた。

また、申立人は、同警察官からの求めにより、警察署内の機械において指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）を採取され、申立人の指掌紋の記録は警察のデータベースに登録された。

申立人は、その後、不起訴処分（嫌疑不十分）となった。

申立人は、警視庁等に、申立人の指掌紋の記録の消去を求めたが、警視庁はこれに応じていない。

2 照会に対する警視庁石神井警察署の回答要旨

(1) 供述調書の作成における押印又は指印について

石神井警察署警察官らは、申立人を取り調べる際に、本来は、被疑者が供述調書に署名押印することができない場合に、指印を求めるべきところ、署名押印ができる場合であっても指印が必要であるとの誤った認識により、申立人に対して署名指印を求めた。

(2) 指掌紋の採取について

ア 申立人に係る供述調書の作成終了後に、石神井警察署警察官が、申立人を別室に案内し、別室内にある指掌紋を採取、識別する機械により指掌紋を採取した事実はある。

イ 採取した指掌紋の記録は、警察庁刑事局犯罪鑑識官又は警視庁若しくは方面本部の鑑識課長において保管するものであり、石神井警察署では保管していない。

ウ 後日、石神井警察署警察官は、申立人から電話により、取調べ及び指掌紋に関する問合せを受けて、指掌紋の採取時に、採取を断ることもできる旨教示した上で採取したことなどを説明した。

3 照会に対する警視庁刑事部鑑識課の回答要旨

- (1) 警視庁石神井警察署の警察官が、申立人から問合せを受け、それに回答をした事実はあるが、申立人から指掌紋記録等の消去を要求された事実は確認できない。
- (2) (申立人が不起訴となった後も) 警視庁においては、申立人の指掌紋記録等は消去していない。その理由は、指掌紋取扱規則(平成9年国家公安委員会規則第13号)5条3項に該当しないためである。
- (3) 指掌紋の被採取者の消去要求に応じるか否かは、事案ごとに個別に判断することになる。
- (4) 指掌紋取扱規則5条3項2号の「指掌紋記録等を保管する必要がなくなったとき」とは具体的にはどのような場合のことであるか、無罪、不起訴等がこれに当たるかについては、回答できない。

4 照会に対する警察庁の回答要旨

- (1) 指掌紋記録等の抹消等の手続については、指掌紋取扱規則5条3項において、警察庁は、保管する指掌紋記録等が「指掌紋記録等を保管する必要がなくなったとき」に該当すると認めるときは、当該指掌紋記録等を抹消等しなければならない旨規定されているが、「保管する必要がなくなったとき」に該当するかについては、個別具体の事案に即して判断する必要がある、該当性の基準等について一概に回答することは困難である。
- (2) (指掌紋取扱規則5条3項は、警察庁犯罪鑑識官、又は警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の鑑識課長(以下警視庁、道府県警察本部又は方面本部の鑑識課長を「府県鑑識課長」という。)は、「指掌紋記録等を保管する必要がなくなったとき」に、その保管する指掌紋記録等を抹消、廃棄することを規定していることに関して)指掌紋記録等を保管する必要性について疑義が生じた場合には、警察庁犯罪鑑識官と府県鑑識課長等が協議して統一的に判断している。
- (3) 特定の個人である申立人に係る指掌紋記録等を整理保管しているか否か等については、回答を差し控える。

5 照会に対する法務省の回答要旨

法務省・検察庁において、犯罪捜査に関連して採取し保管することとなった

被疑者の指掌紋記録等の廃棄の具体例については把握していない。

第5 認定した事実

1 当事者の主張、証拠等によれば、以下の事実が認定できる。

(1) 申立人は、2017年12月26日、インターネットオークションに出品した物品を落札者に宅配便で発送する際に、送り状の配送先の記載欄に落札者の住所氏名を記入し、依頼主の記載欄に「同上」と記載したところ、かかる行為について、当該落札者から有印私文書偽造・同行使罪の被害届を提出され、2018年11月19日、同被疑事実の被疑者として警視庁石神井警察署において取調べを受けた。同取調べは、同日午後2時30分頃から午後7時35分頃まで行われた。

(2) 上記取調べの担当警察官（以下「担当警察官」という。）は、供述調書に録取する内容を申立人に読み聞かせながら、供述調書を作成した。その後、担当警察官は、供述調書を印刷し、申立人に署名するよう促すと、申立人は、供述調書の末尾に署名した。

担当警察官は、申立人が印章を持参していることを確認した上で、供述調書の必要箇所に申立人に持参した印章を用いて押印をさせた。

その後、担当警察官は、申立人に対し、印章により押印させた手続は間違いであった旨述べ、申立人に対し、供述調書に押印ではなく改めて指印するよう指示し、新たに印刷した供述調書を申立人に示し、署名をするよう促した。

申立人は、担当警察官に指示されたとおりに、供述調書に署名をし、その後、左手の人差し指にインクをつけ、担当警察官から指示された箇所に指印をした。

申立人は、その後作成された取調べ状況報告書にも、担当警察官から指示されたとおりに署名をした上で指印をした。

(3) 担当警察官は、指紋の採取と顔写真の撮影を行うと述べ、別室に移動し、申立人の顔写真を撮影した。担当警察官は、申立人に専用の機械（スキャナー）に、申立人の両手指、続いてクリームを塗った掌を押し付けるように指示し、指掌紋のデータを採取した。なお申立人は、この機械による指掌紋の読み取りにつき、拒むことはなかった。

(4) 申立人を被疑者とする有印私文書偽造・同行使被疑事件は、東京地方検察庁に送致され、同庁検察官は、申立人に対する取調べを行うことなく、同

年12月20日、申立人について嫌疑不十分を理由として不起訴処分とした。

(5) 申立人は2019年1月頃、横浜地方法務局川崎支局人権相談窓口に対し、石神井警察署での取調べ等につき、人権相談をした。申立人は同局職員から、警視庁総務部広報課広聴係に電話をし、必要な対応をしてもらうよう勧められた。これを受けて、申立人は、同月から同年2月にかけて、同係や石神井警察署に電話をかけて指掌紋の記録の取扱い等について問い合わせたところ、石神井警察署で採取された指掌紋の記録は、警察のデータベースに登録されていると説明を受けた。申立人は、石神井警察署で電話対応した警察官に対し、口頭にて自分の指掌紋の記録を消去するよう求めたが、警察官は対応できない旨答えた。

(6) 照会書に対する回答日である2022年10月24日時点でも、警察庁及び警視庁は、申立人の指掌紋の記録を消去していない。

2 事実認定の補足説明

(1) 上記1(3)について

警視庁石神井警察署は、同署において申立人の指掌紋を採取した際、同署の警察官が、申立人に対し、採取を断ることもできる旨教示した上で採取した旨主張する。

しかし、本件の申立てに際して申立人より提供を受けた、取調べ当時の録音記録等¹によれば、申立人が指掌紋の採取について任意に応じた事実は認められるものの、警視庁石神井警察署の警察官が申立人に対し、指掌紋の採取を拒否できることまで教示した事実は認められない。

(2) 上記1(5)について

警視庁刑事部鑑識課は、警視庁石神井警察署において申立人から指掌紋記録等の消去について問合せを受けた事実はあるが、消去を要求された事実は確認できないと主張する。

しかし、申立人が、法務局人権相談窓口を経て、警視庁及び警察署に連絡を行い、その後、本申立てに至っている状況を踏まえると、申立人の警察署への連絡は、指掌紋記録等の消去を要望する趣旨のものであり、そのような要望も述べられたものと推認できる。

(3) 上記1(6)について

警察庁は、現在も申立人に係る指掌紋記録を保管しているか否かについて

¹ 申立人は、2018年11月19日の警視庁石神井警察署における取調べの状況を自ら録音しており、本申立てに係る調査に当たり、当該録音記録等を当連合会に証拠提出している。

回答を拒否している。この点、後述するとおり指掌紋取扱規則4条1項により、作成された指掌紋記録は、警察署長等から警察庁刑事局犯罪鑑識官に送信されなければならないとされていること、警視庁刑事部鑑識課は現在も申立人の指掌紋記録等を保管していることを認めていること及び警察庁の回答によれば指掌紋記録等の保管、廃棄等については警察庁と都道府県警察との間で協議して統一的に判断されていることからすれば、警察庁においても申立人の指掌紋記録は廃棄されず保管されているものと推察される。

第6 当委員会の判断

1 申立ての趣旨1について

(1) 供述調書作成における押印又は指印に係る制度の概要

被疑者取調べ時に捜査機関が被疑者の供述を調書に録取し、被疑者に閲覧又は読み聞かせをさせた結果、被疑者が調書に誤りのないことを申し立てたときは、調書に署名押印することを求めることができ（刑事訴訟法198条）、これらを欠いた供述調書は原則として刑事裁判で証拠として採用することができない（刑事訴訟法320条1項、322条1項）。これは、供述調書作成過程の誤りの混入や、違法不当な取調べによって事実と異なる内容の調書が作成されてしまうことを防止するためである。

また、ここでいう押印とは、原則として認印をもって行うとされ（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）56条2項）、指印とは、供述者が、押印することができないときは指印させなければならないとされているにすぎないものである（同181条1項）。つまり、供述調書の作成時点において被疑者が被疑者の印章を持参している場合には、当然に当該印章によって押印をすればよく、殊更指印を要求されるべきものではない。

(2) 意に反して指印を行わせることの人権侵害性

指印の要求は、指紋の押捺を求めることにほかならず、捜査機関に指紋情報を提供させる行為でもある。

指紋は指先の紋様であり、それ自体では個人の生活や人格、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないものの、万人不同性、終生不変性によって個人を正確に識別する性質を有することから、採取された指紋の利用方法により個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があるものである。それゆえ、個人の指紋を意に反して採取されないことについては、個人の人格権又はプライバシー権（憲法13条）として憲法上の保護

が与えられるべきものであり、捜査機関といえども正当な理由なくこれを侵害することは許されないものである（なお、何人も指紋押捺を強制されない自由を有することについては、最判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁（以下「最高裁平成7年判決」という。）で判示されたとおりである。）。

また、市民的及び政治的権利に関する国際規約7条前段において、何人も、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いを受けないとされているところ、日本の社会生活上一般的である印章を用いた署名押印を認めず、上記のとおり憲法上の保護を受ける指紋情報を明らかにする指印を行うことは、行為者に強い不快感、屈辱感を与え得るものであり、品位を傷つける取扱いであるとも言える。印章を用いることのできる被疑者に、意に反して指印を行わせることは、上記の国際規約が禁じる品位を傷つける取扱いにも当たるものと考えられる。

(3) 本件についての検討

この点、本件では、一旦は申立人が供述調書に署名及び押印をし、供述調書の作成が終了していたにもかかわらず、担当警察官が被疑者については押印ではなく指印が必要であると犯罪捜査規範の取扱いを誤解して申立人に指示し、申立人に供述調書の作成には押印ではなく指印が必要であると誤信させ、改めて供述調書に指印させたものである。

指印の指示が担当警察官の誤解に起因するものであり、また申立人がこれに異議を述べたり、拒否しなかったりしたとしても、申立人が当初は押印をしていたこと、後日人権相談を行っていたこと、人権相談を踏まえて指掌紋記録の消去を求めていたこと等からすれば、申立人は誤信がなければ指印について異議を述べたり拒否したりしていたものと推察される。したがって、担当警察官の指示による指印は、申立人の意に反した指印と同視すべきであり、人格権又はプライバシー権を侵害し、品位を傷つける取扱いに当たるものと言える²。

なお、本件のような過誤が生じた背景には、被疑者取調べ時に、身体拘束の有無にかかわらず指印を原則とする運用があるものと思料されるところ、このような運用そのものが個人の人格権又はプライバシー侵害のおそれを内

² 大阪地判平成28年3月25日判タ1425号265頁は、原告は押印が許されないものであると誤信し指印したものと認められるから、原告が指印することを拒否していないとしても、取調べ状況報告書を作成するに当たり被疑者に押印を許さず指印を行わせた行為は、被疑者の承諾なく指印をさせたものと同視すべきであり国賠法1条1項の適用上違法となると判断する。

在しているものと指摘できる。

本件のような人権侵害を防止するため、被疑者取調べを行い供述録取した調書に押印を求める場合は、印章による押印で足りることを警察官に周知徹底させ、取調べの際に被疑者にその旨説明すべきことを当連合会として勧告する必要がある。

2 申立ての趣旨 2 について

(1) 捜査機関による指掌紋記録等の収集・保管・廃棄に関する現行法制度の概要

① 捜査機関による指掌紋採取の法的根拠

刑事訴訟法 218 条 3 項は、身体の拘束を受けている被疑者の指紋等の採取や写真の撮影には、同条 1 項の令状を要しないとしており、捜査機関が指紋の記録等の収集をする権限を有することを前提としている。

犯罪捜査規範は、「逮捕した被疑者については、引致後速やかに、指掌紋を採取し、写真その他鑑識資料を確実に作成するとともに、指掌紋照会並びに余罪及び指名手配の有無を照会しなければならない。」(同 131 条 1 項) とする。

② 指掌紋の収集、保管、運用の規則

国家公安委員会は、その所掌事務について、法律、政令又は内閣府令の特別の委任に基づいて、国家公安委員会規則を制定することができる(警察法 12 条)、被疑者の指掌紋の収集、管理、運用などの犯罪鑑識に関することは国家公安委員会及び警察庁の所掌事務であることから(同 5 条 1 項・4 項 2 1 号、17 条)、国家公安委員会は「指掌紋取扱規則」(平成 9 年国家公安委員会規則第 13 条)を制定し、指掌紋の取扱いを規定している。

同規則によると、警察官が被疑者を逮捕したとき、又は被疑者の引渡しを受けたときは、被疑者の指紋・掌紋と氏名、異名その他の被疑者を識別するために必要な身上事項を電磁的方法によって記録した指紋記録・掌紋記録、又は被疑者の指紋・掌紋を押捺し、上記身上事項を記載した指紋資料・掌紋資料を作成すべきものとしている(同 3 条 1 項、2 条 1 号・2 号。本報告書では、指紋記録、掌紋記録、指紋資料及び掌紋資料をまとめて「指掌紋記録等」という。)

身体拘束を受けていない被疑者についても、必要があると認めるときは、その承諾を得て指掌紋記録等を作成するものとされる(同 3 条 2 項)。

作成された指紋記録・掌紋記録は、警察署長等から警察庁刑事局犯罪鑑識官及び府県鑑識課長に電磁的方法により送り（同4条1項）、作成された指紋資料・掌紋資料は、警察署長等から送付された府県鑑識課長が（同4条2項）、指紋記録・掌紋記録を作成した上で、同犯罪鑑識官に電磁的方法により送らなければならない（同4条3項）、同犯罪鑑識官又は府県鑑識課長において、指掌紋記録等が整理保管される（同4条4項）³。

このような指掌紋記録等に基づいて、処分結果記録の作成（同5条）、現場指紋等の処理（同6条）、遺留指掌紋照会（同6条及び7条）、指名照会（同8条）、被疑者に係る指掌紋照会（同9条）、変死者等に係る指掌紋照会（同10条）などがなされることになっている。

③ 警察による被疑者等から収集した指紋の利用

警察では、指掌紋自動識別システムを利用し、犯行現場に遺留等された指紋から犯人を特定する遺留指紋照合業務や、逮捕した被疑者の身元と余罪の確認、犯罪の被害者や災害・事故等により死亡した者の身元確認等に活用している。

④ 指掌紋記録等の抹消等について

指掌紋取扱規則は、警察庁犯罪鑑識官又は府県鑑識課長は、その保管する指掌紋記録等が、①指掌紋記録等に係る者が死亡したとき、又は②指掌紋記録等を保管する必要がなくなったときのいずれかに該当すると認める場合には、当該指掌紋記録等を抹消し、又は廃棄しなければならないと定める（同5条3項）。

(2) 指掌紋の収集について

本件は、警察が保管する指掌紋記録等の廃棄を問題とするものであるが、これは、警察が指掌紋を収集して、データベースへの登録・保管という経緯をたどることが前提となることから、そもそも警察という公権力が指掌紋を収集し、その記録等を保管することが人権侵害となり得るかを始めに検討する。

① 指掌紋の収集に係る人権侵害性

公権力による個人情報の収集等について判示したリーディングケース

³ 2014年4月16日の衆議院内閣委員会における政府参考人の答弁によれば、当時において、警察は約1040万人分の指紋情報を保管しており、そのうち約300万人分の指紋情報は有罪確定者のものであり、残る約740万人分の指紋情報は「身柄不拘束の被疑者のうち起訴猶予処分を受けた者、捜査中、公判中の者、また、少年法による保護処分等を受けた者、さらには、起訴猶予以外の理由による不起訴処分を受けた者、無罪判決確定者」のものであるとのことである。

と言える最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁（以下「最高裁昭和44年判決」という。）は、警察官によるデモ隊参加者の写真撮影について、大要、憲法13条は国民の私生活上の自由が公権力の行使に対して保護されるべきことを規定しているとした上で、個人の容ぼう・姿態について、みだりに撮影されない自由を有している（公権力が正当な理由なく個人の容ぼう・姿態を撮影することは憲法13条に違反する）と判示している。

また、申立ての趣旨1の判断において述べたとおり、指紋は、万人不同性、終生不変性によって個人を正確に識別する性質を有することから、採取を強制されないことについては、個人の人格権又はプライバシー権（憲法13条）として憲法上の保護が与えられるべきものであり（最高裁平成7年判決参照。）、これは同様の識別性を有する掌紋についても当てはまるものである。

それゆえ、公権力である警察によって指掌紋をみだりに収集されないことは個人の人格権又はプライバシー権として、憲法13条によって保障されており、警察が正当な理由なく指掌紋を収集することは、憲法13条の趣旨に反し、許されない。

警察等捜査機関による個人の指掌紋の採取については、刑事訴訟法218条1項及び3項並びに犯罪捜査規範131条1項等に法令上の定めがある。また、上記のような法令上の定めに基づくのではなく、任意の提出を求める際も、捜査機関は、法令上指掌紋の採取に応じる必要はなく、指掌紋を採取された場合にはその記録が警察のデータベースに登録されることや、採取を断ることもできること等を説明し、提供者がこれを理解し承諾した上で収集すべきであり、十分な説明をしないで、単に被疑者であるからとして指掌紋の採取を求めることは、正当な理由なく指掌紋記録等を収集することになり、憲法13条の趣旨に反し、許されない。

② 本件について

本件については、指掌紋の採取に当たって、石神井警察署の警察官は、申立人に対し、申立人は被疑者ではあっても逮捕されていない以上、法令上指掌紋の採取に応じる義務はなく、採取を断ることもでき、また指掌紋が採取された場合には、その記録が警察のデータベースに登録されること等を説明した形跡が伺えないことは、事実認定で述べたとおりで

ある。

(3) 指掌紋記録等の保管と廃棄について

① 指掌紋記録等の保管と廃棄に係る人権侵害性

ア 公権力による個人情報の収集については、判例及び学説上も議論の集積のある問題である一方、保管及び廃棄については、十分な議論の集積がない。しかし、公権力による個人情報の保管については、データベース化などの科学技術の発展により、最高裁昭和44年判決及び最高裁平成7年判決の頃と比較して収集・保管技術が格段に向上し、詳細かつ迅速に収集した個人情報の長期かつ大量の保管が可能になっている。しかも、高度な検索機能を用いて、保管した個人情報データを再利用することが可能になっているため、捜査機関等の公権力に一度個人情報取得されると個人情報データが削除されない限り永久的に再利用されるおそれがある。つまり、捜査機関等の公権力が個人情報取得して、そのデータが保管された場合、新たに個人情報取得しなくても容易に個人情報データの再利用が可能となることから、個人情報データが廃棄されず保管され続けると、プライバシー権侵害の危険にさらされた状態が継続する。

個人情報の中でも、指掌紋は、既に述べたとおり、万人不同性、終生不変性という性質を有する高度なセンシティブ情報であり、みだりに採取されないことについて人格権ないしプライバシー権として憲法上の保護を受けることを考えると、指掌紋記録等の保管及び再利用によるプライバシー権侵害の危険性は高いため、正当な理由は厳格に考えるべきである。

イ この点、無罪・不起訴となった場合における被疑者の指紋・DNA情報の保管がヨーロッパ人権条約8条違反であるとして争われたヨーロッパ人権裁判所2008年12月4日S及びマーパー判決⁴ (S. and Marper v. the United Kingdom 4 December 2008. Reports 208-V、以下「ヨーロッパ人権裁判所2008年判決」という。)は、大要、指紋は、正確な個人識別を可能にするものであり、個人に関する唯一の情報を含むものと言え、指紋等の試料の将来的な再利用に対する懸念

⁴ 山本龍彦「私生活の尊重と指紋・DNA情報 無罪・不起訴となった後の被疑者の指紋・DNA情報の保管—Sおよびマーパー判決—」小畑郁ほか編著『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅱ』294頁(信山社、2019)。なお、ここでいう「不起訴」とは、正確には和解による刑事手続の打ち切りであるが、ここでは便宜的に不起訴と記載した。

は正当なものであるとする。そして、本人の同意なく指紋を保有することは、私生活の尊重を受ける権利に対する介入に当たるとした上で、介入が正当な目的と比例的で、正当化のための理由と目的との関連性が十分である場合に許される旨の一般原理を述べている。さらに、具体的な事例について、有罪とされなかった被疑者の指紋等の保有は限定的でなければならないと原則を述べた上で、有罪とはされずに無罪の推定を受ける者のデータを無期限に保有することはヨーロッパ人権条約8条違反⁵であると判示している。

ヨーロッパ人権裁判所2008年判決が指摘するように、公権力による指紋のような正確な個人識別を可能にする高度な情報の将来の再利用の懸念については、日本においても当てはまるものである（日本では、これまでは、公権力が採取した後のプライバシー情報について、漏洩の可能性という観点から論じることはあっても⁶、再利用については十分に議論がなされてきたとは言い難い。）。取得したプライバシー情報の保管をすることは、当該プライバシー情報を新たに取得することなく利用することができる状態を保つことであり、かつ取得されたプライバシー情報が取得時の目的を超えて再利用される可能性のある内容を含む行為であることから、プライバシー情報の取得の場面において、再利用を可能とする保管について制限を問題にする必要がある。

なお、日本はヨーロッパ人権条約には加盟していないが、日本が批准している市民的及び政治的権利に関する国際規約17条に、何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（1項）、すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する（2項）とあり、その内容はヨーロッパ人権条約8条と類似する⁷。ゆえに、その理論が日本にも同様に当てはまることは言うまでもない。

⁵ ヨーロッパ人権条約の正式名称は、人権及び基本的自由の保護のための条約（Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms）であり、同条約8条は、私生活および家族生活の尊重を受ける権利を定めている（1項：すべての者は、その私的および家庭生活、住居ならびに通信の尊重を受ける権利を有する。2項：この権利の行使に対しては、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全もしくは国の経済的福利のため、また、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康もしくは道徳の保護のため、または他の者の権利および自由の保護のため、民主的社会において必要なもの以外のいかなる公の機関による介入もあってはならない。）（ヨーロッパ人権裁判所訳（https://www.echr.coe.int/Documents/Convention_JPN.pdf））。

⁶ 例えば、最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁（住民基本台帳ネットワークシステム訴訟）。

ウ 一方、捜査機関にとっては、個人情報⁷の保管及び再利用は、犯罪捜査にとって利便性が高いものと言える。例えば、常習的な窃盗や薬物犯罪など再犯率が高いとされている犯罪類型の捜査や、犯行に特徴性のある性犯罪の被害者保護、暴力団等の組織犯罪の捜査等のためには、同種の前科を持つ者の指掌紋記録等が役立つ場合があることは否定できない。

そこで、指掌紋記録等が極めて高度なセンシティブ情報であることと指掌紋記録等の保存が捜査機関にとって有益なものであること⁸のいずれの事情をも考慮した上で、指掌紋記録等の保管及び廃棄のあるべき基準を検討すべきである。

しかしながら、現行法制では、被疑者の指掌紋を収集するための法規は存在するものの、収集・作成された指掌紋記録等の保管・廃棄等に関する通則的な法規等は存在せず、指掌紋取扱規則には、指掌紋記録のデータベースの運用に関する要件、対象犯罪、保存期間、抹消請求権の規定もなく、被疑者の指掌紋記録等の抹消については、被疑者が死亡したとき以外は、「指掌紋記録等を保管する必要がなくなったとき」に抹消するとされているのみであり（指掌紋取扱規則5条3項2号）、その判断については、全て捜査機関の裁量に委ねられているのが実情である⁸。

指掌紋記録等の保管が個人のプライバシー権の侵害という権利侵害を伴うものであることを考えると、指掌紋記録等の保管を捜査機関の裁量に委ねることは相当ではない。本来、法令等により明確な規律を設けるべきである。

他方、上記の指掌紋取扱規則5条3項2号以外に指掌紋記録等の保管・抹消について明確な規定のない現行法制においては、同号の「指

⁷ 前掲脚注5括弧内参照。

⁸ 前掲2014年4月16日の衆議院内閣委員会において、政府参考人は、指掌紋取扱規則の「指掌紋記録等を保管する必要がなくなったとき」の意味について、「例えば、遺留指紋につきましては、事件の時効が到来したときでありますとかがその保管の必要がなくなったときに当たると思われます。」「誤認逮捕など、指紋採取に至る捜査手続に瑕疵があった場合には、これらを抹消している」と答弁する一方、「無罪判決が確定した方の指紋も捜査の記録として保有することになる」と答弁している。また、2021年5月11日の参議院内閣委員会においても、政府参考人は、「保管する必要がなくなったときに該当するか否かにつきましては、個別具体の事案に即して判断する必要があり、一概にお答えすることは困難であります。なお、警察が保有する被疑者写真、指紋、DNA型の中には、無罪判決が確定した方や不起訴処分となった方のものも含まれるところ、誤認逮捕といった場合には、その方の被疑者写真、指紋、DNA型を抹消することとしております。」と答弁している。これら国会での政府見解によれば、時効の到来や、誤認逮捕を除き、「保管する必要がなくなったとき」の具体的な基準はなく、無罪判決や不起訴処分については指掌紋記録等が抹消されていない実情が示されている。

掌紋記録等を保管する必要がなくなったとき」の判断において、指掌紋記録等が高度なセンシティブ情報であることと、指掌紋記録等の保存が捜査機関にとって有益なものであることのいずれの事情をも十分に考慮した上で定立した一定の基準に沿って、指掌紋記録等の保管・廃棄に係る運用を行うべきである。

② 参考とすべき外国の法制（イギリス）

以上を踏まえて本件を検討するに当たり、ヨーロッパ人権裁判所2008年判決の当事国であるイギリスでの制度改正について参考として論じておく。

イギリスでは、従前、犯歴登録犯罪（警察官による犯歴の登録が可能な犯罪）の事件の被逮捕者、被告人又は有罪決定を受けた者から採取した指紋及びDNA型記録を無期限に保管することが規定されていた（1984年警察及び刑事証拠法（Police and Criminal Evidence Act 1984））。しかるに、ヨーロッパ人権裁判所2008年判決等を踏まえて、2012年自由保護法（Protection of Freedoms Act 2012）が制定され、指紋及びDNA型記録等の生体認証データ（Biometric Data）の取扱いを、大要、次のとおり抜本的に変更するに至った⁹。

ア 軽犯罪事件につき被逮捕者の不起訴処分又は被告人の無罪評決等があったときは、当該被逮捕者又は被告人から採取した指紋及びDNA型の記録を廃棄する。

イ 重大犯罪事件の被告人で有罪決定を受けなかった者の指紋及びDNA型の記録の保管期間は3年以内とし、2年を超えない範囲内でその延長を可能とする。

ウ 特定犯罪の被逮捕者で起訴されなかった者の指紋及びDNA型の記録は、新設の生体認証資料独立委員の許可を受けて、イと同様の期間保管することができるものとする。

エ 同意を得て指紋及びDNA型の記録を保管する場合、同意している限り無期限で保管されるが、当該同意は書面で、かついつでも取り消せるものでなければならない。

③ 本件について（嫌疑不十分を理由とする不起訴処分を受けた者の指掌紋記録等の廃棄について）

⁹ 河島太朗「【イギリス】2012年自由保護法の制定」（国立国会図書館調査及び立法考査局編「外国の立法」253-2号（2012年11月：月刊版））等

ア 本件は、申立人を被疑者とする有印私文書偽造・同行使被疑事件について任意で捜査が行われ、その取調べ時において申立人の指掌紋記録が任意に収集され、嫌疑不十分を理由とする不起訴処分（以下「嫌疑不十分不起訴」という。）となった後も削除されずに保管され続けた事案である。

不起訴処分の理由、すなわち裁定主文の区分には様々なものがあり（事件事務規程75条2項）、犯罪の成否を認定すべき証拠の存否や程度に着目するものとしても、嫌疑なし（同項17号）、嫌疑不十分（同項18号）等の区分がある。すると、これらの不起訴を一律くりにして判断をしてよいか、それともこれらの不起訴の区分ごとに判断すべきかの問題があることから、以下ではこの点について検討する。

イ 嫌疑なしを理由とする不起訴処分（以下「嫌疑なし不起訴」という。）は、被疑事実につき、行為者でないことが明白なとき、又は犯罪の成否を認定すべき証拠のないことが明白なときになされるものである（同項17号）。すると、そもそも捜査機関において、指掌紋記録等を保管することの正当性根拠が欠けるため、終局処分以降は直ちに指掌紋記録等を削除すべきである。

ウ 一方、嫌疑不十分不起訴は、被疑事実につき、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分なときになされるものである（同項18号）。すると、終局処分はされるものの、将来的には起訴の可能性は残されていることから、嫌疑なし不起訴と同様に扱ってよいか問題となる。

嫌疑不十分も終局処分であり、将来の再捜査及び起訴は、終局処分の時点では抽象的な可能性にすぎない。そして、嫌疑不十分不起訴の処分を受けた者は、有罪判決を受けた者とは異なり、無罪の推定を受ける者であるから、指掌紋記録等の保管を受忍させることを正当化する理由は希薄である¹⁰。すなわち、指掌紋が、高度なセンシティブ情報であり、みだりに採取されないことについて人格権ないしプライバシー権として憲法上の保護を受けることを踏まえると、かかる憲法上の保護を制約してまで指掌紋記録等を捜査機関が保管する理由は見出しがたいと言うべきである。したがって、嫌疑不十分不起訴の場合も、終局処分後まで指掌紋記録等を保管する正当な理由はないことから、

¹⁰ なお、有罪判決を受けた者や、起訴猶予となった者の指掌紋記録等の保管についても正当な理由が必要とされるべきである。例えば、イギリスの2012年自由保護法のように保管期間に制約を設ける必要はないか等、あるべき法制度について別途検討の余地がある。

嫌疑なし不起訴と同様に、保管している指掌紋記録等は削除すべきである。

以上のとおり、不起訴処分の事案については、嫌疑なし不起訴と嫌疑不十分不起訴を区別すべきではなく、不起訴処分後は指掌紋記録等を保管する必要がない。ゆえに、不起訴処分以降は指掌紋記録等を保管する正当な理由を欠くことになることから、当然に指掌紋取扱規則第5条3項2号の「指掌紋記録等を保管する必要がなくなったとき」に該当する。

したがって、嫌疑不十分不起訴となった者の指掌紋記録等は削除すべきである。

④ 政府見解に対する補足

2014年4月16日の衆議院内閣委員会において、政府は、「(警察は)無罪が確定した者の指紋も捜査の記録として保存をしていますが、無罪判決が確定をしたからといって、直ちに指紋の採取自体が違法になるものではありません。したがって、この指紋を保管するという自体は法的な問題はないと考えています」と答弁し、指紋の採取手続が違法でなければ、後に無罪が確定したような者の指掌紋記録等を削除せずに保管し続けることに問題はないとの立場を明らかにしている。

しかし、指掌紋が、高度なセンシティブ情報であり、みだりに採取されないことについて人格権ないしプライバシー権として憲法上の保護を受けることを踏まえると、採取手続が違法でないからと言って、その後の指掌紋記録等の保管について、捜査機関の裁量に委ねることが相当ではないことは既に述べてきたとおりである。そして、かかる趣旨を示したヨーロッパ人権裁判所2008年判決を踏まえて指紋等の廃棄・保管に係る法制度を改正したイギリスでは、たとえ指紋等の採取手続が適法であったとしても、前述のとおり不起訴処分又は無罪評決等に至った者に関する指紋等の廃棄ないし保管期限を設けているのである。このことから指掌紋の採取手続が違法でないことが、不起訴又は無罪の場合に指掌紋記録等を廃棄せず、保管し続けることの理由になり得ないことは明らかである。

政府の上記見解は、本報告書で論じてきた個人の指紋保管に係る問題の本質を看過したものであり、失当であると言わざるを得ない。

⑤ 小括

本件では、申立人が不起訴処分を受けた後、警察庁及び警視庁が保管する申立人の指掌紋記録は削除されるべきであったにもかかわらず、警察庁及び警視庁は申立人の指掌紋記録を削除しなかったものであり、かかる不作為は、憲法13条に趣旨に反し、人権侵害であると言える。

かかる事態を解消しかつ今後防止するためには、捜査中に被疑者の指掌紋が採取され指掌紋記録等が作成された場合には、当該被疑事件につき嫌疑不十分を理由とする不起訴処分がなされた際に、当該指掌紋記録等を速やかに削除することを当連合会として勧告する必要がある。

なお、当連合会では、1997年に被疑者段階で採取された指紋について、警察が当該事件の無罪が確定した後もその記録を保管し続けたことに係る人権救済申立事案について、警察庁等に廃棄をするように警告を発するとともに、指紋の廃棄義務についての立法化を勧告している¹¹¹²。しかし、それから20年以上も経過した現在において、個人情報の保護に関する法律の制定等プライバシー情報保護についての立法措置等が行われているにもかかわらず、指掌紋記録等の廃棄義務についての立法化がなされていない状況であることは極めて憂慮すべき事態である。そして、無罪確定者のみならず、嫌疑なし、嫌疑不十分による不起訴の場合における指掌紋記録等の削除も含めて、早急な立法化に向けた議論が必要であることから、本件においては、嫌疑不十分により不起訴とされた申立人の指掌紋記録等の抹消について、警察庁及び警視庁に対して、勧告を行うことが妥当であると判断したものである。

第7 まとめ

以上より、申立ての趣旨1、同2について、警察庁及び警視庁に対し、次のとおり勧告を行うことが相当である。

- 1 被疑者取調べを行い供述を調書に録取し、被疑者が内容に誤りのないことを申し立てた時に調書に署名及び押印することを求める場合は、指印ではなく印

¹¹ 当連合会は、1997年9月に、無罪確定者の指紋、写真等の廃棄要請に関する人権救済申立事件において、捜査機関が被疑者から指紋等を収集して資料として保管した後、当該被疑者が無罪、不起訴若しくは不処分となった時、又は捜査の目的が終了した時には、警察は、当該指紋資料等を原則として廃棄すべきであり、そのことを法制上明文化することが望ましいとの調査報告書を公表し、警察庁等に対して、無罪確定者に係る指紋及び写真の原本及びその複製を直ちに廃棄するように警告をし、法務省に対して無罪確定者の指紋等の廃棄義務を明記する法律の制定等を行うよう勧告した。

¹² 名古屋地判令和4年1月18日判時2522号62頁は、同警告に言及した上で、無罪確定事案における指紋、DNA型及び顔写真の各データの抹消請求を認めている。

章による押印で足りることを警察官に周知徹底させ、取調べの際に被疑者にその旨説明すべきことを勧告する。

- 2 捜査中被疑者の指掌紋を採取し、指掌紋記録等を作成した場合において、当該被疑事件につき嫌疑不十分を理由とする不起訴処分がなされた際は、当該記録等を速やかに削除すべきことを勧告する。

以 上